

八歯発 FAX
令和2年6月15日

会員各位

八代歯科医師会
会長 山口 透

八代市新型コロナウイルス感染症予防対策支援補助金について

<https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00312591/index.html>

すでに6月3日より申請開始になっております。

施設等1件につき 補助率5分の4、**上限5万円**（一施設等ごとに1回限り）で
本年1月以降、新型コロナウイルス感染症の予防対策に要した費用（消費税を除く）で

補助対象経費には、サーキュレーター、空気清浄機、加湿器、パーテーション、ビニールカーテン、衝立などの購入・設置、

非接触型検温器、フェイスシールド、マスク、手指消毒液の購入など・・・とあり、

補助対象業種にも医療業があり、

補助要件「施設等において新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行って、申請時に事業を営んでいること」

と書いてありますから、八代市のすべての会員診療所が申請請求できるものと思います。

申請書類の設置場所は 八代市商工会・八代商工会議所・市役所仮設庁舎総合案内所

市役所各支所地域振興課・商工・港湾振興課（旭中央通3-11 TSビル4階）等がありますが、

必要書類として上記八代市サイトからダウンロードできます。

- ・支援金支給申請書兼請求書
- ・対策に要した費用の領収書・レシートのコピー(台紙)
- ・事業の許認可書・開設届出書等のコピー（※ない場合は、店舗の分かる写真）
- ・対策を行った写真（台紙）

申請先 〒866-8601 [八代市松江城町1-25](#) 八代市商工・港湾振興課 予防対策支援補助金 係宛

※混雑・クラスター感染を避けるため、特定記録郵便での申請のみとします。

※お近くの郵便局で「特定記録」郵便の手続を済ませご申請ください。

申請期限 令和2年9月30日（水曜日） 当日消印有効（特定記録郵便受付分のみ）

感染拡大防止のための歯科医療設備整備事業（口腔外バキューム整備に対する補助事業）について

厚労省より5/28に通知があったものです。

保健医療計画の二次医療圏ごとに1台の口腔外バキュームを整備しようとするもので、

主に病院歯科がその補助対象となっていますが、

八代及び鹿本の二次保健医療圏には病院歯科がないことから、**歯科診療所が補助対象**となります。

対象は、次のすべての要件を満たす歯科診療所を開設する者とするそうです。

- ・各種計画（医療計画、歯科保健計画等のいずれか）において、
歯科保健医療対策事業実施要綱に規定する地域拠点歯科診療所に相当する歯科診療所として位置づけられていること

（今後位置づける予定である場合を含む）

- ・又は新型コロナウイルス感染症疑い患者等を含めた、緊急度が高く飛沫感染のリスクが高い歯科治療を継続して行う意思を示しており、

かつ、障害者や休日夜間の救急患者を受け入れる等の公益的事業を行っていること

- ・歯科用吸引装置を有していないこと

上記条件を満たしそうな診療所の多くはすでに口腔外バキュームを有していることが多く

買い替えは認めないようであるので、なかなかハードルが高く

条件を満たす診療所は少ないと思われます。

補助基準額は858千円で補助率は1/2です。

6/18(木)までに希望する診療所があればご連絡ください。

●定時総会（書面議決と決まりました）資料は

遅くとも17日には発送しますので

26日までに委任状（議決権行使書）返送をお願いいたします。